

平成 2 4 年 3 月 2 1 日  
2 0 9 会 議 室

# 平成 2 4 年第 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成24年第6回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成24年3月21日(水)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時47分  
休憩① 午後 2時24分～午後 2時37分  
休憩② 午後 2時45分～午後 2時47分

2 場 所 209会議室

- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一  
古 岡 邦 人 平 山 いづみ  
澤 利 夫

署名委員 田 中 健 一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	近藤 忠信
教育総務課長	小林 健司	学務課長	小林美佐子
指導課長	並木 浩子	生涯学習推進センター長	早川 律康
スポーツ振興課長	五十嵐敏行		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第 8号 懲戒処分等について
- (2) 議案第 9号 教育委員会職員の人事異動について
- (3) 議案第10号 立川市教育委員会教育目標の改定について
- (4) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第12号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第13号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (7) 議案第14号 平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (8) 議案第15号 立川市スポーツ推進委員の委嘱について

### 2 協議

- (1) 学校規模適正化について

### 3 報告

- (1) 専決処分等について

### 4 その他

## 平成24年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成24年3月21日

209 会議室

### 1 議案

- (1) 議案第 8号 懲戒処分等について
- (2) 議案第 9号 教育委員会職員の人事異動について
- (3) 議案第10号 立川市教育委員会教育目標の改定について
- (4) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第12号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第13号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (7) 議案第14号 平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (8) 議案第15号 立川市スポーツ推進委員の委嘱について

### 2 協議

- (1) 学校規模適正化について

### 3 報告

- (1) 専決処分等について

### 4 その他

---

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成24年第6回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に田中委員、お願いいたします。

○田中委員 はい。

○福田委員長 議事内容の確認を行います。議案8件、協議1件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

なお、議案第8号、懲戒処分等について及び議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、は服務事故及び人事についての案件でございますので、秘密会にしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 それでは議案第8号、懲戒処分等について及び議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、は4のその他をすべて終えた後、傍聴の方にご配慮し、最後に秘密会として行います。

次に出席者の確認を行います。近藤教育部長、お願いします。

○近藤教育部長 本日の事務局の出席者でございますが、私、教育部長、近藤のほか、小林教育総務課長、小林学務課長、並木指導課長、早川生涯学習推進センター長、そして五十嵐スポーツ振興課長です。よろしくお願いいたします。

---

◎議 案

(3) 議案第10号 立川市教育委員会教育目標の改定について

○福田委員長 それでは議案に入ります。

議案第10号、立川市教育委員会教育目標の改定について、を協議いたします。

お手元の資料、立川市教育委員会教育目標の改定について及び立川市教育委員会教育目標改定(案)をご参照願います。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 それでは議案第10号について、ご説明を申し上げます。

前回の第5回定例会で最終協議をいただいた内容で、ご案内のとおり案を提出しております。これにつきましてはその間に文教委員会がございまして、そのときの議論の経過も若干報告させていただいて、最終的に議決をお願いしたいと思っておりますが、小林教育総務課長から説明させます。

○福田委員長 小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それではご説明いたします。

今、教育長からお話がありましたように、前回第5回の定例会におきましてご協議いただいた内容につきまして、去る3月12日に開催されました文教委員会でご報告いたしました。

文教委員会の各委員からは、パブリックコメントでもっと意見が出るような、そんな工夫

をしたかどうかとか、パブリックコメントで出された意見で、前文の部分の教育基本法の前に、憲法の精神にのっとりという文言を入れるべきであるとか、同じく環境整備の部分、環境整備を進めるといった文を入れるべきではないか。それから四角の囲みの2番目の「いつでも、どこでも、だれでも」の「だれでも」は「だれもが」がよろしいのではないかというご意見がありました。

憲法や環境についての意見につきましてはパブリックコメントで記載した理由で、また、「だれもが」については一般的に「だれでも」が私どもとしては適当と判断しておりますので、特に訂正は行わず、前回ご了承いただいた内容で本日は最終案として提出させていただきました。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。立川市教育委員会教育目標の改定についての説明を終了します。

協議に移ります、ご提案内容を踏まえて、ご意見等をお願いいいたします。田中委員。

○**田中委員** ただいま澤教育長、小林教育総務課長から説明がありましたことを踏まえて、私の考えを一言述べさせていただきたいと思います。

これまで教育委員会の定例会において、またパブリックコメントを活かして私ども今回の教育目標の改定を進めてきたわけですけれども、その中で文教委員会の委員の方から幾つかご指摘がありました、これについては立川の市民に分かりやすく、よりシンプルに、かつ立川らしさを示す、こういうことで勉強会そして4回にわたって協議を重ねてきたところがあります。一部の委員の方から4点指摘がありましたけれども、小林教育総務課長から説明があったとおりで、私は是非その方向でお願いしたいと思います。

また環境の問題とかについては、ご承知のように立川の場合ですと、この教育目標を受けて、学校教育振興基本計画あるいは第4次生涯学習推進計画等々に分野別にそれが具体的に施策として位置付けてありますので、私としては、澤教育長また小林教育総務課長から説明があった方向で立川市教育委員会教育目標の改定を決定したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○**福田委員長** 平山委員、いかがですか。

○**平山委員** 私もこれでいいと思います。

○**福田委員長** 古岡委員、どうですか。

○**古岡委員** 討議した内容がすべて盛り込まれていますので、これでいいと思います。

○**福田委員長** それでは、議案第10号、立川市教育委員会教育目標の改定について、の協議を終了します。

議案第10号、立川市教育委員会教育目標の改定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって議案第10号、立川市教育委員会教育目標の改定に

ついて、は承認されました。

---

◎議 案

(4) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 次に議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を協議いたします。

お手元の資料、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について及び立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則をご参照願います。

澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 議案第11号について、ご説明申し上げます。

立川市教育委員会処務規則の改正でございます。本案につきましては、4月1日より教育委員会に特別支援教育課が新たに設置されることに伴う所要の改正でございます。

詳細は、小林教育総務課長から説明させます。

○福田委員長 小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、ご説明いたします。

本議案は立川市議会3月7日の総務委員会でご報告申し上げました立川市組織改正案を踏まえまして、教育委員会の処務規則を改正する内容でございます。

改正の内容でございますが、特別支援教育の体制強化を行うために、これまで学務課学務係で行っていた就学相談、特別支援教育就学奨励費等の業務と、指導課教育相談係の業務を統合しまして、新たに特別支援教育課を設置いたします。このことに伴いまして、学務課学務係及び保健係を統合し学務保健係に移行し、指導課教育相談係は特別支援教育課に移行し、それぞれの係の事務分掌を見直すための所要の改正でございます。

なお施行日につきましては、平成24年4月1日といたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についての説明を終了します。

協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、の協議を終了します。

議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第 12 号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

○福田委員長 次に議案第 12 号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を協議いたします。

お手元の資料、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について及び立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をご参照願います。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 それでは議案第 12 号についてご説明申し上げます。

先ほど処務規則の改正でもご説明申し上げましたが、特別支援教育課が設置されるため、教育相談室に勤務する職員等の勤務時間に関する規程を一部改正するものでございます。

詳細については、小林教育総務課長から説明をさせます。

○福田委員長 小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 ご説明いたします。

前議案第 11 号でご承認いただきました特別支援教育課の設置に伴いまして、これまで教育相談係の正規職員につきましては、4 週間につき土曜日を 2 回、午前 8 時 30 分から午後零時 15 分及び午前 8 時 30 分から午後零時 30 分までの交互の勤務であったものを、4 週間につき土曜日 2 回、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までといたします。

これによりまして 4 月以降は土曜日においても特別支援教育課教育相談係の正規職員 2 名の内、必ず 1 名は終日勤務することになりますので、これによりまして特別支援教育における相談体制の強化が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○福田委員長 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についての説明を終了いたします。

協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 協議を終了します。議案第 12 号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

---

◎議 案

(6) 議案第 13 号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について



○**福田委員長** 次に移ります。議案第 13 号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、を協議します。

お手元の資料、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について及び立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程（案）をご参照願います。

澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○**澤教育長** それでは議案第 13 号でございますが、先ほどもご説明したとおり、特別支援教育課設置に伴いまして、立川市就学支援等検討委員会の組織及び委員の改正を行う必要が出てまいりましたので、これの改正の提案でございます。

詳細は、小林学務課長からさせます。

○**福田委員長** 小林学務課長、説明をお願いいたします。

○**小林学務課長** では、新旧対照表をご覧ください。

改正後の第 5 条（委員）ですが、指導課長のあとに特別支援教育課長を加えました。

また第 14 条（幹事及び書記）も 3 月 31 日までは学務課の職員でございますが、4 月 1 日からは特別支援教育課の職員となります。

戻りまして第 8 条、就学支援部会、第 9 条、難聴言語障害通級指導学級入退級部会、第 10 条、情緒障害等通級指導学級入退級部会でございますが、これにつきましてはそれぞれの部会の構成員等につきまして就学支援等検討委員会の規程に明確に盛り込むことにした改正でございます。

あとにつきましては文言の整理でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○**福田委員長** 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程についての説明を終了します。

これより協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等お願いします。田中委員。

○**田中委員** 意見ではなくて少しお尋ねしたいのですが、第 5 条の中で教育委員会事務局教育部特別支援教育課長と。今回、一部改正によって特別支援教育に相当力を入れるということで位置付けされているわけですが、この特別支援教育課長は 4 月 1 日から着任されるのでしょうか。

○**澤教育長** 4 月 1 日からです。

○**福田委員長** 4 月 1 日着任ということでご理解願います。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第 13 号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、の協議を終了します。

議案第 13 号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

---

◎議 案

(7) 議案第14号 平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)

○**福田委員長** 議案第14号、平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、を協議します。

お手元の資料、平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)及び平成24年度使用立川市立小・中学校特別支援学級教科用図書一覧(追加分)をご参照願います。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○**澤教育長** それでは議案第14号について、ご説明申し上げます。

平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書につきましては、出版元の都合等により変更がございますので、新たにここで追加の提案をするものでございます。

詳細は、並木指導課長から説明をさせます。

○**福田委員長** 並木指導課長、ご説明をお願いします。

○**並木指導課長** それでは、ご説明いたします。

本件は、小中学校特別支援学級で編制、実施をしております特別な教育課程において使用する教科書については、学校教育法附則の第9条により採択をした一般図書のうち、絶版により平成24年度から供給不能となるものがございますので、その代替えとなる新たな教科書の採択をお願いするものでございます。

該当校は若葉小学校の知的障害学級、教科「生活」において、現在使用しております学研の「5分間読み聞かせ名作百科世界の昔話24話」が、一般図書が供給不能となりますので、すから、平成24年度からその代替えとしてお手元にごございます講談社「おともだちよみかかせえほん 世界名作30話」の採択をお願いするものでございます。

なお、この一般図書の内容については学校が十分調査をした上でここに載せさせていただいております。ご審議をよろしく願いいたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)の説明を終了します。

これより協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま澤教育長そして並木指導課長から説明がございました。若葉小学校においての特別支援学級教科用図書の使用について追加ということですが、正式に採択したいと思えます。

ただ、お願いしたいことでもありますけれども、この107条本については、今後、使用にあ

たっては幾つか配慮してほしいと思います。1 つは、個別の教育支援計画にきちんと反映されるようお願いしたいと思います。もう1 つは、児童の指導に十分それを活かすようお願いしたいと思います。この2点についてお願いします。

○福田委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 今、大変重要な田中委員からのご意見だと思います。特にこの107条本については個別の指導計画にいかにかこれを用いて反映させるか、これが非常に重要になってまいりますので、保護者等との連携をもとに、各学校それぞれこの107条本を使っていると思いますが、もちろん障害の種類や程度、発達段階に応じて採択になっていると思いますけれども、ご指導方お願いを申し上げます。

それでは議案第14号、平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）の協議を終了します。

議案第14号、平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）、をお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成24年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）、は承認されました。

---

## ◎議 案

### （8）議案第15号 立川市スポーツ推進委員の委嘱について

○福田委員長 次に議案第15号、立川市スポーツ推進委員の委嘱について、を協議いたします。

お手元の資料、立川市スポーツ推進委員の委嘱についてをご参照願います。

澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 それでは議案第15号についてご説明申し上げます。

現在委嘱しております立川市スポーツ推進委員につきまして任期が切れますので、新たに平成24年4月1日から2年間を任期として委嘱をしたいという提案でございます。

詳細については、五十嵐スポーツ振興課長から説明をさせます。

○福田委員長 五十嵐スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 議案第15号について、ご説明申し上げます。

本議案は、3月末で任期が満了となります立川市スポーツ推進委員につきまして、スポーツ基本法第32条の規定及び立川市スポーツ推進委員規則第4条の規定に基づき、2年の任期で委嘱を行うものでございます。

委嘱の内容でございますが、スポーツ推進委員につきましては市内12地区体育会の各体育会から2名の推薦により構成することとしておりますが、推薦が遅れ現在21名の委嘱の議案となっております。現在、1名のみの推薦となっております体育会は、富士見町体育会、栄

町体育会及び若葉町体育会よりの推薦が遅れている状況でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○福田委員長 ご説明ありがとうございました。立川市スポーツ推進委員の委嘱についての説明を終了します。

次に協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等お願いいたします。

現在1名しか候補がないというこの3町については、今後の予定はどうなっていますか。

○五十嵐スポーツ振興課長 現在、3体育会につきましては1名の選出をお願いしているところでございます。選出ができましたら随時追加で審議をお願いする予定です。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 議案第15号、立川市スポーツ推進委員の委嘱についての協議を終了いたします。

議案第15号、立川市スポーツ推進委員の委嘱について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号、立川市スポーツ推進委員の委嘱について、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (1) 学校規模適正化について

○福田委員長 次に協議に移ります。

協議(1)学校規模適正化について、を協議いたします。

澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 協議に先立ちまして私から、若干基本的な部分でのご説明をさせていただきたいと思っております。

学校規模適正化につきましては、これまで教育委員会で数回、勉強会を入れると相当数の協議をしましてまいりました。そして22年度からの5ヵ年計画であります。立川市の第3次基本計画の中で学校規模あるいは適正配置の検討ということが位置付けられておまして、それに沿った形で検討を進めてまいりましたが、昨年10月の段階で勉強会を開催いたしまして、教育委員だけではなくて、事務局あるいは小規模校の小学校の校長も出席いたしまして協議をしましてまいりました。

今回の協議は、その到達点の確認と今後の状況、方向についてのご協議をお願いしたいと思っております。まずは小林学務課長から説明をさせます。

○福田委員長 小林学務課長、説明をお願いいたします。

○小林学務課長 では、学校規模適正化につきまして、今までの経過等をご説明させていただきます。

ただいま教育長が申し上げましたように、立川市第3次基本計画の中では学校の適正規

模・適正配置の検討としまして、子どもの人格形成や学力向上など、教育的な視点から学校の適正規模・適正配置の検討を進めることとしております。

昨年の10月13日の教育委員会定例会後、横浜国立大学教授を講師に学校の規模が子どもに与える影響についての勉強会を行いました。

勉強会の内容といたしましては、何人かの研究者の論文や他の自治体の検討によります小規模校と大規模校のメリット、デメリットについてでございました。

例といたしまして、小規模校のメリットは、児童生徒の一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。児童生徒相互の人間関係が深まりやすいなどございました。

デメリットといたしましては、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすいなどございました。

その後10月27日の教育委員会定例会で勉強会を受けまして自由協議を行いました。

主なご意見としましては、メリットは逆を返せばデメリット、デメリットは逆を返せばメリット、どちらに重きを置くかによって視点が180度変わってしまうという、ある意味では慎重な議論をしていかなければならない。35人学級という学級編制基準も変わってきている中で、教育委員会として地域住民の方にしっかり提示できるような議論をしていかなければいけないと思った。勉強会の中で出てきたメリット、デメリットは想定内であった。学校の適正規模については大規模校あるいは小規模校に関わらず、学校の規模に合わせて校務分掌あるいは指導法の改善あるいは子どもの学力の定着、向上、そういったものを目指してどう取り組んでいくか、その辺りをもう少し突っ込んだ調査結果がほしかった。立川の場合、各学校は地域に根付いた教育をやっているし、これから小中一貫教育とか幼保小を含めた教育を進めていく場合に、メリット、デメリットがどう変化していくかということについても今後検討していかなければいけないと思うが、その中で特に気がついた感想は、単学級の影響は非常に大きいと思った。

最後に委員長から、子どもが自立して将来、社会でどう幸せをつかむかという点で議論しなければいけないのではないかと。財政的な面とか地域の皆さんの問題とかはあるけれど、教育委員会として純粋な教育理念としてやっていかなければならないという方針が見えてきた。今日、各委員から述べていただいた感想を今後の協議に活かしていきたいということを確認して、自由協議を終了するとのまとめがございました。

その後11月24日の教育委員会定例会では協議を行いました。

いろいろなご意見がございましたが、主なご意見としましては、学級編制に関する総合的研究があるが、その中で足利市の考え方が紹介されていた。子どもの学習権を確保する上で、子どもの学習活動や成長過程において関わるのが望ましい集団あるいは人数などを配慮して学校規模を考えていかなければいけないという問題提起があつて、では何故その規模が適正かと言えば、クラス替えなどによる同学年の新しい集団との関わり、あるいは様々な持ち

味の子どもや年齢の違う子どもたちによる集団との関わりなど、こういうことが重要なんだという視点があった。学校訪問等から小規模校、中規模校というよりも単学級という点に焦点を当てて、教育学的あるいは子どもの発達の点から見ていかなければいけないのではないかとこの点に気が付き始めている。

最後に委員長から、今後、単学級がもつ子どもへの影響について、教育的見地、純教育学的な見地から、学校訪問あるいは文献などから調査研究によって得られる客観的な資料から明らかにしていく手順を進めていくという方向性で確認してよいかとのまとめがございまして、委員皆様の同意が得られております。

雑駁でございますが説明は以上でございます。

なお、2月1日時点での平成24年度の学級編制の見込み数でございますが、小学校全体で283学級で、1学年での単学級のある学校は3校ございます。中学校全体では109学級で、単学級の学校はございません。

以上でございます。

○**福田委員長** 澤教育長。

○**澤教育長** 少し補足させていただきますが、今の経過の到達点の報告をさせていただきました。その中で、今日の議論の中でご提案を申し上げたいことがございまして、1つは、単学級の議論を進める前段の話として、立川の場合は学区の問題をどうするかということの議論を、実は今まで小規模の学区変更していますけれども、そういう視点からの変更はしておりませんので、学区をどう考えるかという視点も一つやっていかなければいけない。

もう1つは、特に小学校のことですが、選択制を導入したときに、距離選択というのは中学校では入っていますが小学校では想定外で、実は距離選択は入れておりません。したがって距離はないですから、隣接学校であればその学校の正門をまたいで他の学校に行くこともできてしまうという、現実そういう状況がございますので、その辺もきちっとやるべきことはやって検討していかないと、ただ学校規模だけ論じていてもということがございますので、今日の提案ですが、25年度を目指してその辺の検討も是非進めていきたいというのが趣旨でございます。よろしくお願ひします。

○**福田委員長** それでは、ご提案内容を踏まえて、ご質問等ございましたらお願いします。

田中委員、どうぞ。

○**田中委員** 質問というよりも今いただいた中で私の考えを申し上げていいでしょうか。

先ほど小林学務課長から3点確認されたものがありましたが、1つは小規模校に関して勉強会のときに出たメリット、デメリットについての問題の取り扱い、2つに10月27日の定例会における指導の改善を含めた調査研究の問題、あと単学級の問題、それについて私の考えを申し上げます。

1つは、これまで私も勉強会あるいは学校訪問、定例会での自由協議、きちんとした協議でかなり時間を使って今日まで来たわけですが、メリット、デメリットについてはそれぞれ見えていますと、それぞれの良さあるいはそうではない部分が出ていますが、これはあくまで

も教育委員訪問を通して感じていることですが、教育的な観点からきちんとこれを検証すると先ほど小林学務課長からもあったように、人格形成、学力向上、そういう点で教育的な観点から一貫して私ども進めてきたわけですけれども、そういう中で学習面あるいは生活面、学校行事面、学校運営面、そういう点からきちんとこれを見ていかないと平行線になってしまうのですね。

小規模校、中規模校、大規模校、メリットは何だ、デメリットは何だと、そうやっていくら議論を重ねても平行線をたどりますから、できればきちんとその中でどこに重点を置くか、その重点を私は4点、学習面、生活面、学校行事面、学校運営面と考えます。これについては平成12年11月、立川市立学校規模適正化実施方針、この中で同じような取り扱いをされていますので、是非これを活かしていきたいということがあります。

もう1つ大事なものは、立川市立学校適正規模等審議会で検討された中で3点ありますね。

1つは学級編制前の効果はどうなのか。あるいは学級間共通の効果はどうなのか、教員の配置人員など、こういうところから再度私ども検証して共通理解を図っていくということが必要ではないかというのが1つあります。2つ目ですが、21世紀の子どもの将来、それを見通した場合に、確かな学力あるいは自立性、社会性、コミュニケーション能力、この育成の観点から協議を重ねて共通理解を図っていく。この共通理解が2つ目です。3つ目ですが、これも平成12年11月に示された立川市立学校規模適正化実施方針、ここに策定されたものを基にするのですが、以来今年で12年、時間的な経過があるわけです。そういう中で当時と比較して人口の推移とか、併せて大きく社会の状況が変化してきている。そういう点で当時の実施方針を基本としながらも再検討を加えていくと、そういうふうにしていったらどうかと考えております。

次に澤教育長からお話があった到達点を含めて単学級のこと、小学校の選択制の距離の問題、これは是非議論していかないと今後方向を見誤ってしまうと思います。ですから単学級及び小学校における選択制、距離の問題は是非、今後協議を重ねたいと思います。

ただ、ここで一言申し上げたいのは単学級についての私の考えですが、これまで教育委員の学校訪問を通して分かったことですが、先ほど学務課長からもありましたが、学習面では教師が徹底した指導がしやすい反面、活気に満ちた雰囲気欠ける。学び合うたくましさが不十分だ、このことを感じました。

生活面では実態に即した個別指導がしやすい反面、子ども同士の触れ合いの機会が少ないということを感じました。社会性や自主性の育成が不十分である。学校運営面では教職員や子どもたちがまとまりやすい反面、学級間の相互啓発がなかなか図られていない。それにより教員間の研修が難しい。単学級ですから他の学級を観るとか学年を観るとするのは難しい状況がありますし、そういう点で校務分掌もあわせて非常に加重負担であると、そういうことが学校訪問から聞かれています。

そういう点で学校訪問を通して総合的に判断した私の考えですが、単学級では子どもの学習や教師の教育指導、あるいは学校経営、運営面など、教育全般にわたってマイナス面が大

大きく出ている、そういう傾向が強いと、それは否定できないと強く感じましたので、先ほど澤教育長からお話があった単学級についても、学区域を含めて十分検討していく必要があるということを感じますので、今後十分審議を重ねたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○福田委員長 ほか、ご質問、ご意見ございますか。古岡委員。

○古岡委員 今、田中委員がおっしゃったように、学校訪問をしまして、けやき台小学校や若葉小学校で校長先生とお話しまして、学校同士が切磋琢磨しているといえますか、そういった好ましい対決といえますか、勉強するという努力の姿勢が認められて、いいところもあると思います。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 私は保護者の立場としまして、子どもたちの人間関係であるとか、問題が発生したときにそれをなかなか改善できない状況が続くと、それは保護者にまで影響を及ぼして人間関係をくずしてしまうと思います。

指定学区を越えた通学の安全面の配慮が必要ですし、なぜ指定学区の学校を越えて行く、選択理由というのがきちんとならないといけませんが、それをきちんと明確にさせていただいて、何かその指定学校にないものがきつとあるんだろうと思われまますので、その辺、確認していただけたらと思います。

○福田委員長 今、3人の委員からご意見、ご要望をいただいたわけですが、学校の統廃合を含めて、適正な学校規模の在り方というのがここ十年来、東京都だけでなく全国的な少子化の影響でいろいろなところで様々な議論が出ているわけですが。ただ、今日お伺いしますと、勉強会を通して今まで積み上げてきた方向性、議論があろうと思います。私はそれは尊重しなければいけないと思います。

今日は単学級の子どもに対する影響、これをお考え願いたいと思っていますけれども、今、田中委員からメリット、デメリットも含めて総合的なご意見を伺っておりますが、小学校で新年度、3校の単学級が発生するというような状況でございます。この単学級についてのメリット、デメリットでございますが、やはり見直しというのをお諮りしなければいけないだろうと思います。

私は教育条件の整備ということになると思っていますけれども、子どもにとって総合的に判断して、良い教育条件をいかに整備するかということにかかってくると思っていますので、この単学級について、そして小学校の距離を含めた選択制によるもの、距離については小学校の児童にあつては国は4kmということを以前から言っていると思います。これがいわゆる限度であると。中学校は6kmということを行っています。また、学校規模についても12学級以上18学級以下が標準とすと言っていますが、それにすべて当てはまっているわけではございませんが、児童生徒の教育環境整備について、単学級についての在り方を少しご意見願います。

はい、教育長。



○澤教育長 今の話ですが立川の場合は距離で制約がある学校はないと考えています。極めて小規模の地域の中に学校があるということを考えれば、多少学区が変わったとしても距離に影響するようなことはない。先ほど私ご提案申し上げたのは、3校のうち2校は学区を、区割りを変えることによって解消していただろうというのが1校ありますし、先ほど言った小学校の正門を通過して云々という距離制の話、中学校は距離制をとっていますが小学校はとっていない関係で行ってしまうというのを含めると1校あるわけで、3校のうち2校は解消できる状況にあるわけですね。

1校は全体の地域の成り立ちからしてなかなかそこが急に人口が増える状況ではない。住んでいた方がみな高齢化していく状況の地域が1つありますから、ここは学区を変えたとしても難しいかと思っておりますが、したがって、今言ったように3校のうち2校は何らかの教育環境の整備によって改善できるのではないかというのが我々の考えですので、その辺は検討を進めさせていただきたいし、あとの1校の問題はまた議論していかなければならないかと思っております。

○福田委員長 ほか、関係するようなご意見はございますか。古岡委員。

○古岡委員 私は学校に訪問したときも申し上げたりしたのですが、病院や診療所という箱物が多すぎるという形で、かかりつけ医という問題が非常に生徒さんと学校と酷似していると思いますね。確かに箱物が多いのではないかと、それは整備すべきではないかという議論は当然あると思いますし、それがうまくいけばそれが一番いいかなと思います。箱物は箱物で、そこにかかりつけ医が患者さんの背景も知っていて、患者さんの家庭ということも知っていて、今までの既往歴も知っていると、そうして見ると学校の先生が生徒さんの背景である家庭などのことを熟知している、そういうマンツーマンの教育ができるということは非常に我々としては今まで理想としてきたものでして、団塊の世代からいろいろ言われてきたからか今だんだんアメリカに近づいてきているのではないかというところもありますので、そちらのほうの良い点も、メリットもあるのではないかと思います。

○福田委員長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 今、澤教育長から説明がありました3つの学校、区割りという問題、距離制の問題、こういうものを含めて十分今後共通理解しながら、全体協議を重ねて良い方向に進めていってはどうかと思っておりますので、その方向でお願いいたします。

○福田委員長 それでは、皆さんからご意見、ご要望を頂戴したわけですが、今後の協議の方向性を確認したいと思います。

1つは、小学校区すなわち単学級の子どもに対する影響が大きいということ。これをいかに改善をするか、そのための見直し。小学校の学校選択制、特に距離の問題についての見直し、これを継続協議として今後議論を深めてまいりたいと考えますが、いかがですか。

〔結構です〕との声あり〕

○福田委員長 では意見整理として、そういう方向で今後お願い申し上げます。  
協議を終了します。

---

## ◎報 告

### (1) 専決処分等について

○福田委員長 次に報告に移ります。

報告(1) 専決処分等について、報告を事務局よりお願いいたします。

お手元の資料、立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則及び事業後援申請書を参照願います。早川生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 専決処分等について、ご報告を申し上げます。

2件でございます。立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則でありまして、この改正につきましては文言の整理でございます。

第3条第2号に「学校教育法(昭和22年法律第26号)」と記載されておりましたが、同規則の第2条の第2号にも同様の記載がされております関係から、第3条第2項の括弧書きを削除したものでございます。

もう1件、立川市教育委員会事業後援規定であります。

これは第3条に承認の申請という項目がございます、申請にあたっての事業後援申請書第1号様式の変更であります。

お手元の資料のとおり、大きい申請書で見本を用意しましたが、「後援名義を必要とする理由」という欄を新たに設けさせていただきました。理由は、社会教育委員の会議で教育委員会の事業後援の承認のための審査を行う場におきまして、事業後援の目的については明記されているけれども、立川市の教育委員会が後援名義を必要とする理由を口頭ではなく文言で表記していただいたほうが分かりやすいので、今後は設けていただきたいということから、今回、教育委員会事業後援規定の書式変更を行ったものであります。

大変軽易な案件でございましたので、専決処分とさせていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。報告を終わります。

何かご質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、報告(1) 専決処分等について、を終了します。

---

## ◎その他

○福田委員長 その他に移ります。

澤教育長、お願いします。

○澤教育長 その他で3点ございます。

1点目は、このたび3月31日付で定年退職する教育委員会の職員が2名おりまして、1名は近藤教育部長でございます。もう1名は図書館長の清水でございます。今日は清水は所用でおりませんけれども、そのお二人が退職となります。

2点目は、昨日行われました中学校駅伝についての報告でございますが、成績から申し上げますと、男子が47位、女子が25位ということで、50団体中でありませけれども、少し男子が振るわなかったという状況でございます。

3点目ですが、今日先ほど、元教育委員長をやっておられました五十嵐栄治さんがいらっしゃいますが、その方から立川の教育のためにということで4つの寄付をいただきました。

1つは、子どもたちの学力向上のために使ってほしいということで、小学校の教育研究会、中学校の教育研究会にそれぞれ88万円ずつの寄付をいただきました。もう1つは、子どもたちのスポーツ振興のためにということで立川市体育協会の補助金について使っていただきたいということで、これも88万円の寄付をいただきました。もう1つは、地域文化を振興してほしいということで立川市文化協会の補助金、これについても88万円の寄付をいただきました。

これらにつきましては寄付を受け入れまして、一番最初の議会であります6月議会で補正予算として各々の予算を計上する予定でございます。

報告は以上でございます。

**○福田委員長** ありがとうございます。3点のご報告をいただきましたが、何かご質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

**○福田委員長** 私から1点、昨日はご苦労さまでした。中学校の東京都の駅伝、大変ありがとうございました。男子50区市参加のうち47位、女子が25位ということでございましたが、大勢の方々の応援をいただきました中で、子どもたちはよく頑張ったと私も見ておりました。

これは東京都全23区26市1町参加しておりましたが、各区市町村で参加してはいますけれども、立川市の学校規模からいくと男子の50位中47位というのは、こんなことを言うと失礼ですけれども、私は信じられない。子どもは一生懸命頑張った。数値だけ申し上げるのも本当に失礼ですけれども、反省と結果を検証して、今後やはり何らかの対策、そして適切な対応をとりながら中期的な展望をもとに改善をしていきたい。子どもたちも頑張っているけれども自信がなさそうと言いますか。確かに学校をたくさん抱えて私立もたくさん抱えている大きい市、多摩にある八王子市とか町田市とか、これは選手層も厚いし強いのは分かるけれども、本市よりも小さい国立市とか福生市とか、本当に学校数の少ない市が近隣にもございますので、私はやはり何らかの対応策はとるべきだご提言申し上げます。

はい、澤教育長。

**○澤教育長** 立川の場合は今回3回目でしたが、第1回目からいち早く手を挙げまして全面的にやっというところで決意をしたわけですがけれども、第1回目は今回よりはよかった成績だったわけですが、今、委員長がおっしゃったように、いろいろ課題が見えてきた部分がございますので、早速、新年度に入りましたら委員長からお話がありましたとおり、少し体制を強化と言いますか、条件整備の部分もございませし、ソフト戦略、ハード戦略いろいろありますが、この辺はもう少し意を用いて対応していきたいと思っております。これから教

育委員会の委員の皆さんからもご提言いただきながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○**福田委員長** よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、その他を終わります。

○**福田委員長** 議案に戻ります。

議案第8号、懲戒処分等について及び議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、は会の冒頭でお諮りしたとおり秘密会といたします。

暫時休憩とします。

午後 2時24分休憩

---





---

◎閉会の辞

○福田委員長 以上で平成24年第6回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後2時47分

署名委員

.....

委員長